

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和2年6月5日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年9月4日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
新庄北高等学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行にあたっては、管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、担当者間での業務の平準化に努め、支払の遅延がないよう業務体制の改善を図った。
	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、複数人で契約内容を確認し、契約における事務処理の遅延防止のため、契約状況一覧表を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。
山形工業高等学校	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	旅費事務については、教職員一人ひとりが事務を迅速、適正に行うよう、教職員に対して指導を徹底した。 業務担当者が日頃から適切な旅行命令の実施や速やかな復命について声掛けを行うとともに、管理監督職員が財務会計システムを活用して旅費事務の進捗管理を行うこととした。
	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものについては、各職員が関係法令等への理解を深め、事務担当者以外にも事務処理内容が確認できるようチェック体制を強化するとともに、管理監督職員による管理を徹底することとした。
	収入の調定が適切でないものがある。	収入調定事務の執行にあたっては、事務処理の漏れや遅延防止のため、収入調定が必要な案件の一覧表を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。
	収入事務が適切でないものがある。	諸経費入金口座から県公金口座への振込を要するものについては、事務処理の漏れや遅延防止のため、管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、振替手順を定め、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。
		授業料の減免を決定して還付を要するものについては、事務処理の漏れや遅延防止のため、管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、一覧表にチェック欄を設け、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。
	財産の管理が適切でないものがある。	財産管理事務の執行にあたっては、事務処理の漏れや遅延防止のため、管理監督職員が進捗状況を把握するとともに、目的外使用許可から収入調定まで一連の事務処理についての一覧表を作成し、事務担当者以外にも進捗状況が確認できるよう、チェック体制を強化した。